

総量規制基準(案)

補足資料(その1)

総量規制基準の設定方法等

目 次

I 総量規制基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II C値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

I 総量規制基準について

「総量規制基準」とは、指定地域内の特定事業場で一日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上の事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度である。また、「特別の総量規制基準」とは、新增設の特定施設に係る指定地域内事業場に係る総量規制基準である（法第4条の5）。

個別指定地域内事業場の総量規制基準を求める算式は次のとおりである。

1 総量規制基準の算式

(1) 総量規制基準

$$\text{COD } L_c \text{ (kg/日)} = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p \text{ (kg/日)} = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

(2) 特別の総量規制基準

$$\text{COD } L_c \text{ (kg/日)} = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p \text{ (kg/日)} = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

L：総量規制基準

C：知事が業種等の区分ごとに定める係数

Q：特定排出水の量

o、i、j：時期の区分

時期の区分

項目 時期区分	COD	窒素	りん
昭55.7.1	C _c , Q _c C _{co} , Q _{co}	C _n , Q _n C _{no} , Q _{no}	C _p , Q _p C _{po} , Q _{po}
	C _{ci} , Q _{ci}		
平3.7.1	C _{cj} , Q _{cj}		

2 C値の設定

総量規制基準の算定に用いる第8次総量規制基準のC値は、平成28年9月5日付環境省告示第80号、第81号、第82号（一部改正告示）で示された範囲の中で知事が定める。

COD、窒素含有量及びりん含有量のそれぞれについて、215業種ごとに施設の設置時期に分けて設定する。

(1) C値の見直しの考え方

各業種のC値の見直しの考え方は、以下のとおり。

- 各事業場から報告される排水中のCOD等の測定値を整理し、経時変化や経年推移等の状況を確認する。
- その結果、将来にわたって、安定して現状と同等以上の水質が見込まれる業種のC値を見直す。
- 国が上限値を見直した業種については、都のC値が国の上限値を上回らない値とする。

(2) 第8次におけるC値の見直しの考え方

- 排水の実態等からみて、将来にわたり安定して現状と同等以上の水質が見込まれる業種はみられず、したがって、今回見直し対象となるべきレベルの業種の該当はない。
- 国は今回、C値の上限値の見直しを行ったが、その結果、し尿処理業のりん含有量は、国の上限値見直しに伴い、都のC値が国の上限値を上回ることとなった。
- その他の全ての業種については、改正後の国の上限値と比較して同じか、より厳しい値となっている。
- 以上から、し尿処理業のりん含有量のC値を見直し、その他の業種のC値は据え置きとする。

〔参考〕 第7次におけるC値見直し

国の上限値又は下限値の見直しをふまえて、都内に存在する1業種と存在しない2業種の見直しを行った。

- 都内に存在しない2業種（寒天製造業、イオン交換樹脂製造業）

国の上限値見直しにより、都のC値がこれを上回るため、国の下限値と同値とした。

- 都内に存在する1業種（パルプ製造業）

国の上限値及び下限値の見直しに伴い、排水及び水処理の実態等をふまえて、国の下限値と同値にC値を強化